

特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター 個人情報保護規程

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、個人情報個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター（以下「センター」という）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、センターの適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 定義

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を特定できるものをいう。

(2) 個人情報データベース等

特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

センターが開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。

(5) 本人

個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(6) スタッフ

センターの指揮命令を受けてセンターの業務に従事する者をいう。

(7) 匿名化

個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別す

る情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

第3条 センターの責務

センターは、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる業務を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

第4条 利用目的の特定

センターは、個人情報を取り扱うに当たって、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を特定するものとする。

- 2 センターは、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
- 3 センターは、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知、又は公表するものとする。

第5条 利用目的外の利用の制限

センターは、あらかじめ本人の同意を得ることなく第4条の規程により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 センターは、何らかの事由により、他の法人や地方公共団体等から事業を継承又は受託等に伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前、受託前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。
- 3 前2項の規程にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前2条の規程により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 センターは、前項の規程に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合

には、その取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

第6条 取得の制限

センターは、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

- 2 センターは、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、原則として取得しないものとする。ただし相談対応の記録等、業務遂行のために取得が必要とされる場合は、必要最低限度の範囲において取得できるものとする。
- 3 センターは、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規程に基づくとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。
 - (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む業務において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。

第7条 取得に際しての利用目的の通知等

センターは、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 センターは、前項の規程にかかわらず、契約書、申込書等、書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、又は本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合には、この限りでない。
- 3 前2項の規程は、次に掲げる場合については適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、

又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第4章 個人データの適正管理

第8条 個人データの適正管理

センターは、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

2 センターは、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 センターは、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱うスタッフに対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 センターは、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

5 センターは、個人情報の取扱いの全部又は一部をセンター以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

6 センターは、個人情報の取扱いの全部又は一部をセンター以外の者から受託するときは、委託者が個人情報の取扱いについて規程した事項に従い、適切に管理するものとする。

第5章 個人データの第三者提供

第9条 個人データの第三者提供

センターは、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規程の適用に

については、第三者に該当しないものとする。

- (1) センターが利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 事業の受託等によって、個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 センターは、前項第3号に規程する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

第10条 保有個人データの開示等

センターは、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) センターの事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

第11条 保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止、等

センターは、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を、申出をした者に対し書面により通知するものとする。

- 2 センターは、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処

理を行うものとする。

第7章 組織及び体制

第12条 個人情報保護管理者

センターは、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、センターにおける個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、特別の事由が無い場合は、事務局長とする。また、センターが指定管理者や受託者となった施設に関しては、その施設の長を個人情報保護管理者とする。
- 3 個人情報保護管理者は、代表理事の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、スタッフに対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部をスタッフに委任することができる。

第13条 苦情対応

センターは、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応の責任者は、個人情報保護管理者とする。
- 3 個人情報保護管理者は、苦情対応の業務をスタッフに委任することができる。その場合は、あらかじめスタッフを指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

第14条 スタッフの義務

センターのスタッフ又はスタッフであった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見したスタッフは、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく代表理事に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第8章 雑則

第15条 その他

この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この規程に定めるものの他、施設の管理や、委託事業等を受けた際に協定した規程については、その規程もセンター職員は遵守するものとする。

附則 平成17年7月1日制定
平成21年9月1日改訂
平成27年7月1日改訂